

松山市火災予防条例の一部改正(案) (林野火災の予防に関する事項)の概要

1 松山市火災予防条例について

本条例は、消防法の規定に基づき、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等並びに火災に関する警報発令中の火の使用制限について定めるほか、本市の火災予防上必要な事項を定めています。

2 改正の背景

国は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、報告書で、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、令和7年8月に火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を改正することとしました。

本市でも、林野火災予防のため、国の通知を基に、令和8年1月1日の施行に向けて、松山市火災予防条例を一部改正するものです。

3 主な改正内容

(1) 「林野火災に関する注意報」について(第29条の8関係)

- ア 市長は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況であるときは、林野火災に関する注意報を発することができることを定めます。
- イ 注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市内にある者は、条例の火の使用制限に関する事項に従うよう努めなければならないこと(努力義務)及び努力義務の対象となる区域を市長が指定することができることを定めます。

(2) 「(林野火災予防が目的の)火災に関する警報発令中の火の使用制限」について(第29条の9関係)

市長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火の使用制限の対象となる区域を指定することができることを定めます。

(3) その他(第29条及び第45条関係)

- ア 一般的な住宅等で使用される火を取り扱う設備や器具の変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中に屋内で裸火を使用するときの制限事項(窓や出入口等を閉じて使用すること。)を削除します。
- イ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記するとともに、当該行為をしようとする者の届出について、届出の対象となる期間及び区域を消防長又は消防署長が指定することができることを定めます。

(4) 施行日 令和8年1月1日(予定)